四　当該届出書を提出する日の直前の法第七十条の七の八第二項第六号に規定する経営相続報告基準日（以下この号において「経営相続報告基準日」という。）までに終了する各事業年度（当該経営相続報告基準日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度を除く。）における総収入金額

五　その他財務省令で定める事項

16　第四十条の八の二第二十九項及び第四十三項から第五十項までの規定は、法第七十条の七の八第十一項において法第七十条の七の二第十六項から第二十一項までの規定を準用する場合について準用する。

17　第四十条の八の二第四十六項、第四十七項、第五十一項及び第五十二項の規定は、法第七十条の七の八第十二項において法第七十条の七の二第二十二項から第二十六項までの規定を準用する場合について準用する。

18　第四十条の八の二第五十三項の規定は、法第七十条の七の八第十三項において法第七十条の七の二第二十七項の規定を準用する場合について準用する。

19　第四十条の八の二第四十五項及び第五十四項から第六十九項までの規定は、法第七十条の七の八第十四項において法第七十条の七の二第三十一項から第三十九項までの規定を準用する場合について準用する。

20　法第七十条の七の八第十四項において準用する法第七十条の七の二第三十一項（第四号に係る部分に限る。）の規定及び第四十条の八の二第六十項から第六十四項までの規定は、法第七十条の七の五第二十五項において準用する法第七十条の七第三十項（第四号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける法第七十条の七の五第二項第六号に規定する特例経営承継受贈者が法第七十条の七の七第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同条第一項の特例贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされた同項の特例対象受贈非上場株式等につき法第七十条の七の八第一項の規定の適用を受けることとなつた場合について準用する。

21　第四十条の八の六第二十九項から第四十項までの規定は、法第七十条の七の八第十七項において法第七十条の七の六第十三項から第二十項までの規定を準用する場合について準用する。

22　法第七十条の七の八第十二項において準用する法第七十条の七の二第二十二項の規定の適用がある場合における法第七十条の七の八第十八項の規定の適用については、同項中「又は」とあるのは「、第十二項において準用する同条第二十二項又は」とする。

23　第四十条の八の二第七十項及び第七十一項の規定は、法第七十条の七の八第一項の規定の適用を受ける同条第二項第一号に規定する特例経営相続承継受贈者が同条第一項の規定の適用に係る特例認定相続承継会社の非上場株式等の譲渡又は贈与をした場合（同条第十七項において準用する法第七十条の七の六第十三項又は第十四項の規定の適用を受ける場合を除く。）について準用する。

24　第四十条の八の二第七十二項の規定は、法第七十条の七の八第十項において法第七十条の七の二第十五項の規定を準用する場合について準用する。

第四十条の八の二の次に次の一条を加える。

（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）

第四十条の八の三　法第七十条の七の三第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する政令で定める者は、第四十条の八第五項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。

第四十条の九第一項、第四十条の十第二項及び第四十条の十一第二項中「第七十条の六の四第一項」を「第七十条の六の六第一項」に、「第七十条の七の二第一項若しくは」を「第七十条の六の七第一項、第七十条の七の二第一項」に、「又は第七十条の七の八第一項」を「、第七十条の七の六第一項、第七十条の七の八第一項又は第七十条の七の十二第一項」に、「第七十条の六の四第二項第五号」を「第七十条の六の六第二項第五号若しくは」に、「第七十条の七の二第二項第五号、」を「第七十条の六の七第二項第六号、第七十条の七の二第二項第八号、第七十条の七の八第二項第四号又は第七十条の七の十二第二項」に改める。

第四十二条の六第一項第七号中「取得（」の下に「当該他の会社が関係事業者である場合又は」を加え、同条第二項中「認定特定事業再編計画」を「認定特別事業再編計画」に改め、同条第三項中「第八十条第四項」を「第八十条第五項」に改める。

第四章中第四十四条の三を第四十四条の四とし、第四十四条の二を第四十四条の三とし、第四十四条の次に次の一条を加える。

（登記の免税を受ける土地の範囲）

第四十四条の二　法第八十四条の二の三第二項に規定する政令で定めるものは、都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域内に所在する土地以外の土地のうち所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第　号）第三条第一項に規定する基本方針に定める同条第二項第四号に掲げる事項に基づいて市町村の行政目的のため相続による土地の所有権の移転の登記の促進を特に図る必要があるものとして法務大臣が指定するものとする。

2　法務大臣は、前項の規定により土地を指定したときは、これを告示する。

第四十六条の二第二項中「第五十八条の二第二項」を「第五十八条の二第二項及び第五十八条の三第二項」に改め、「三月」と」の下に「、同令第七十条の十三第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（租税特別措置法第八十六条の四第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する申告書の提出期限の翌日。次項において同じ。）」と」を加える。

第四十六条の八の二第一項中「次条」を「次条第二項」に改め、同項第一号中「次項」を「以下この条」に改め、同条第二項第一号中「この項、第六項及び次条第一項第二号」を「この条及び次条第二項第二号」に改め、同号イ中「この項」の下に「及び次項」を加え、「提示し、かつ、これに購入の事実を記載した書類の貼付けを受けるとともに、当該旅券等と当該書類との間に割印を受ける」を「提示する」に改め、同号ロ中「当該免税酒類をその購入した日から三十日以内に輸出する旨を誓約する書類」を「その所持する旅券等に記載された情報」に、「提出する」を「提供する」に改め、同項第二号中「次条第三号」を「次条第二項第三号」に改め、同号イ中「その所持する旅券等を当該輸出酒類販売場を経営する酒類製造者に提示する」を「前号イ及びロに掲げる要件を全て満たす」に改め、同条第三項を削り、同条第八項中「第二項各号に規定する書類の記載事項」を「第二項第一号ロの規定により提供する同号ロに規定する旅券等に記載された情報に関する事項、第四項の規定により提供すべき酒類購入記録情報に関する事項」に、「第四項」を「第九項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第七項中「第十八条第十二項」を「第十八条第十六項」に、「第四十六条の八の二第七項」を「第四十六条の八の二第十四項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第六項を同条第十三項とし、同条第五項を同条第九項とし、同項の次に次の三項を加える。

10　消費税法施行令第十八条の四第一項の規定の適用を受ける承認送信事業者（同条第四項に規定する承認送信事業者をいう。以下第十二項までにおいて同じ。）は、次に掲げる要件の全てを満たすときは、第四項の規定にかかわらず、当該承認送信事業者が締結した第一号の契約に係る輸出酒類販売場を経営する酒類製造者のために、同条第一項の規定により行う購入記録情報の提供に併せて、第四項の規定により行うべき酒類購入記録情報の提供を当該契約に係る輸出酒類販売場の別に行うことができる。この場合において、当該承認送信事業者は、当該酒類購入記録情報又は当該酒類購入記録情報に係る財務省令で定める書類を当該輸出酒類販売場を経営する酒類製造者に提供し、又は交付するものとする。

一　輸出酒類販売場を経営する酒類製造者（消費税法施行令第十八条の四第一項第一号の契約が当該輸出酒類販売場に係る同号に規定する承認免税手続事業者と締結されている場合には、当該承認免税手続事業者。次号において同じ。）と当該承認送信事業者との間において、当該承認送信事業者が当該輸出酒類販売場に係る酒類購入記録情報を国税庁長官に提供することに関する契約が締結されていること。

二　当該承認送信事業者が酒類購入記録情報を国税庁長官に提供することにつき、前号の契約に係る輸出酒類販売場を経営する酒類製造者との間において必要な情報を共有するための措置が講じられていること。